労働関連・取引関連法規(Labor and employment laws)

派遣・請負に関するルール

- ◆派遣先がやってはいけないこと(労働者派遣法)
- 1. 人を名指しして依頼すること →「○○さんを派遣して」と頼むのは NG。業務内容で依頼する
- 2. 派遣社員を他の会社で働かせること(再派遣) → 派遣された人を別の会社で働かせるのは禁止
- 3. 契約にない仕事をさせること → 契約書で決めた業務以外をやらせるのはダメ
- 4. 直接雇用を強制すること → 派遣社員に「うちに転職しろ」と圧力をかけるのは禁止
- 5. ハラスメント行為 → セクハラ・パワハラなどは、派遣社員にも当然 NG
- 6. 同じ人を3年以上同じ部署で働かせること(原則禁止)
- 7. 契約書を交わさずに派遣を受け入れること

◇ 派遣元と派遣先の関係・注意点

- 労働者派遣法: B 社(派遣先)と Y 氏(派遣労働者)の間に指揮命令関係がある場合、それは「派遣」として扱われる
 - → 書類上が「業務委託」でも、実際に指示していれば、派遣とみなされる
- 派遣先が派遣元に求める条件:候補者に必要なスキルや経験の指定は OK → ただし、特定の個人を名指しして要求するのは NG
- 派遣終了後の直接雇用:派遣元との契約が完全に終了していれば、派遣先が本人を雇ってもよい
 - → 派遣期間中に強引に勧誘するのは NG だが、契約終了後は自由
- ◇ 請負契約の注意点(労務提供ではなく成果物の提供)
 - 請負では指揮命令関係はない
 - 再委託は原則 OK。ただし、制限したい場合は契約書に条件を書くことが必要

働き方・労働法関連

フレックスタイム制:労働者が出退勤の時間を自分で調整できる制度 コアタイム:必ず働かなければならない時間帯 (例:10 時~15 時)

公益通報者保護法:不正を通報した人が解雇されるのは無効 → 通報を理由に不利益な扱いをしてはいけない

製品・契約に関するルール

PL 法(製造物責任法):欠陥のある製品によって、人や物に被害が出た場合 → 製造者はミスがなくても損害賠償の責任あり

✓ 責任が生じる 3 つの条件:

①製品に欠陥がある ②欠陥が原因で人や物に損害が出た ③製造・販売された製品である

NDA(秘密保持契約):契約の当事者がお互いの営業秘密などを守ることを約束する契約 → 情報を漏らさない・第三者に見せないことを合意

ろうどうかんれん とりひきかんれんほうき 労働関連・取引関連法規(Labor and employment laws)

派遣・請負に関するルール

- ◆派遣先がやってはいけないこと(労働者派遣法)
- 1. 人を名指しして依頼すること →「○○さんを派遣して」と頼むのは NG。業務内容で依頼する
- 2. 派遣社賞を髄の会社で働かせること(再派遣) → 派遣された人を別の会社で働かせるのは禁止
- 3. 契約にない仕事をさせること → 契約書で決めた業務以外をやらせるのはダメ
- 4. 萱接屋用を強制すること → 派遣社賞に「うちに転職しろ」と配力をかけるのは禁止
- 5. ハラスメント行為 → セクハラ・パワハラなどは、派遣社賞にも当然NG
- 6. 筒じ人を3年以上青じ部署で働かせること(原列禁止)
- 7. 契約書を交わさずに派遣を受け入れること

◇ 派遣元と派遣先の関係・注意点

- **労働者派遣法**: B社(派遣先)と Y氏(派遣労働者)の間に指揮命令関係がある場合、それは「派遣」として敬か れる
 - → <u>書類上が「業務委託」でも、実際に指示していれば、派遣とみなされる</u>
- 派遣先が派遣先に求める案件:候補者に必要なスキルや経験の指定は OK → ただし、特定の個人を名指しし て要求するのは NG
- 派遣終了後の直接雇用:派遣売との契約が完全に終了していれば、派遣先が奉入を違ってもよい
 - → 派遣期間中に強引に勧誘するのは NG だが、契約終了後は自由
- ★ 計算契約の注意点(分務提供ではなく成果物の提供)
 - 請負では指揮命令関係はない
 - 青菱託は脱剤OK。ただし、制限したい場合は契約書に案件を書くことが必要

はたら かた ろうどうほうかんれん **働 き方・労働法関連**

フレックスタイム制: 労働者が出退勤の時間を首分で調整できる制度 コアタイム: がず 働かなければならない 時間帯(例:10時~15時)

<mark>公益通報者保護法</mark>:☆世を通報したがが解雇されるのは無効 → 通報を埋由に売利益な報がいをしてはいけない

製品・契約に関するルール

PL法(製造物賃任法): 欠陥のある製品によって、ぐや物に被害が出た場合 → 製造者はミスがなくても損害賠償の 簀任あり

✓ 賃貸が全じる3つの条件:

①製品に欠陥がある ②欠陥が原因で失や物に損害が出た ③製造・販売された製品である NDA(秘密保持契約):契約の当事者がお笙いの営業秘密などを禁ることを約束する契約 → 情報を漏らさない・ 第三者に見せないことを合意

ろうどうかんれん とりひきかんれんほうき 労働関連・取引関連法規(Labor and employment laws)

派遣・請負に関するルール

- ◆派遣先がやってはいけないこと(労働者派遣法)
- 1. 人を名指しして依頼すること →「○○さんを派遣して」と頼むのは NG。業務内容で依頼する
- 2. 派遣社賞を髄の会社で働かせること() → 派遣された人を別の会社で働かせるのは禁止
- にない仕事をさせること → 契約書で決めた業務以外をやらせるのはダメ 3.
- を強制すること → 派遣社賞に「うちに転職しろ」と置うをかけるのは禁止 4.
- 行為 → セクハラ・パワハラなどは、派遣社賞にも当然NG 5.
- 6. 筒じ人を 学以上青じ部署で働かせること(原列禁止)
- を交わさずに派遣を受け入れること 7.

★はなもとはけなさきの関係・注意点

- :B社(派遣先)とY氏(派遣労働者)の間に指揮命令関係がある場合、それは「派遣」として敬か れる
 - → <u>書類上が「業務委託」でも、実際に指示していれば、派遣とみなされる</u>
- **派遣先が派遣先に求める条件**: 候補者に必要なスキルや経験の指定は OK → ただし、特定の個人を て要求するのは NG
- 派遣終了後の直接雇用:派遣売との契約が完全に終了していれば、派遣先が奉入を違ってもよい
 - → 派遣期間中に強引に勧誘するのは NG だが、契約終了後は自由
- ★ 計算が付かる かきがてん きょうむていきよう
 前負契約の注意点(労務提供ではなく成果物の提供)
 - **譜省では** 関係はない
 - 車委託は原則OK。ただし、制限したい場合は契約書に条件を書くことが必要

タイム制: 労働者が出退勤の時間を自分で調整できる制度 タイム: がず動かなければならない 時簡帯(例:10時~15時)

保護法: 茶芷を通報したが解雇されるのは無効 → 通報を埋由に不利益な報がいをしてはいけない

製品・契約に関するルール

法(製造物管任法): 欠陥のある製品によって、人や物に被害が出た場合 → 製造者はミスがなくても損害賠償の 警径あり

①製品に欠陥がある ②欠陥が原因で失や物に損害が出た ③製造・販売された製品である (秘密保持契約):契約の当事者がお質いの営業秘密などを禁ることを約束する契約 → 情報を漏らさない・ 第三者に見せないことを合意

Labor and Employment Laws

Rules on Worker Dispatch and Contracting

- ◆ Prohibited actions by dispatch destinations (based on the Worker Dispatch Law)
- 1. Requesting a specific individual → Saying "Send Mr. ○○" is not allowed. Requests must be based on job content, not individuals.
- 2. Sending dispatched workers to another company (sub-dispatching) → Dispatched workers cannot be sent to work at a different company.
- 3. Assigning work not stated in the contract → Workers must not be made to do tasks outside of the agreed scope.
- 4. Forcing direct employment → Pressuring a dispatched worker to "work for us directly" is prohibited.
- 5. **Harassment (sexual or power-related)** → Harassment is not allowed, even toward dispatched workers.
- 6. Using the same worker in the same department for over 3 years (in principle, prohibited)
- 7. Accepting a dispatched worker without a formal contract → A written agreement between the dispatching and receiving companies is required.
- Relationship and responsibilities between dispatching and receiving companies
- Worker Dispatch Law: If Company B (dispatch destination) gives direct instructions to Mr. Y (dispatched worker), it is considered a "dispatch" situation,
 - → Even if the paperwork says "outsourcing," if orders are given directly, it is treated as dispatch.
- Requirements set by the dispatch destination: It is allowed to specify required skills
 and experience for candidates,
 - → But naming a specific individual is not allowed.
- Direct employment after dispatch ends: The dispatch destination may hire the worker after the dispatch contract ends,
 - → Forcing employment during the dispatch period is not allowed.
- Points to note in contract (outsourcing) agreements
- In an outsourcing contract, there is **no command or supervision relationship** between the client and workers.
- Subcontracting is generally allowed, but if the client wants to restrict it, the condition must be written in the contract.

Working Style & Labor Law

Flextime system: A system where workers can adjust their start and end times themselves. Core time: A required time period when all workers must be present (e.g., 10:00-15:00) Whistleblower Protection Act: Firing someone for reporting misconduct is invalid. → No disadvantage is allowed because of whistleblowing.

Product & Contract-Related Laws

PL Law (Product Liability Law): If a defective product causes harm to people or property, the manufacturer is liable for damages, even without negligence.

- ✓ Three conditions for liability:
- ① The product has a defect ② The defect caused damage or injury ③ The product was manufactured or sold commercially

NDA (Non-Disclosure Agreement): A contract where both parties agree to protect each other's confidential business information. → Sharing or leaking such information to outsiders is prohibited.